

## ○長門市市民活動団体登録要綱

(令和5年1月31日要綱第1号)

## (目的)

第1条 この要綱は、登録市民活動団体(長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例(平成24年長門市条例第13号。以下「条例」という。)第2条第6号に規定する市民活動団体(以下「市民活動団体」という。)であって、この要綱の規定により市に登録された団体をいう。以下同じ。)の登録について、必要な事項を定めるものとする。

## (登録の要件)

第2条 登録市民活動団体として登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民活動団体であること。
- (2) 団体の運営に関する規約、会則又は定款を定め、会員名簿があること。
- (3) 計画的に活動し、適切な会計処理を行っていること。
- (4) 主に市内で活動行っていること、又は活動することを予定していること。
- (5) 会員の資格の取得又は喪失に関し、不当な条件を付していないこと。

## (登録の申請)

第3条 登録市民活動団体として登録しようとする団体は、市民活動団体登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

## (登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、登録市民活動団体として登録し、次に掲げる事項を広く市民に公開するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先
- (4) 設立年月日
- (5) 会費等の有無
- (6) 活動分野
- (7) 提供支援
- (8) 活動内容
- (9) 活動地区
- (10) 活動日、場所等
- (11) その他市長が必要と認める事項

## (登録の変更)

第5条 前項の規定により登録された登録市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更があった場合は、速やかに、市民活動団体登録事項変更届(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。

## (登録の抹消)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。

(3) 登録団体から市民活動団体登録抹消届(別記様式第3号)により登録抹消の届出があったとき。

(4) その他市長が登録を不相当であると判断したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

市民活動団体登録申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

市民活動団体登録事項変更届

[別紙参照]

別記様式第3号(第6条関係)

市民活動団体登録抹消届

[別紙参照]